

## 令和6年1月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	70	59	49	62	51	48	63	52	74			591
問い合わせ	7	3	6	5	5	4	5	4	3	4			46
要望	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			1
計	70	73	65	54	67	56	53	67	55	78	0	0	638
(前年度計)	(71)	(53)	(66)	(69)	(66)	(69)	(75)	(63)	(58)	(63)	(58)	(80)	(791)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	8	4	7	2	2	4	4	4	2	4			41
(前年度)	(3)	(3)	(6)	(6)	(6)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(0)	(4)	(45)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	1	1	1	1	2	0	2			11
20歳代	11	5	8	2	4	8	6	2	6	7			59
30歳代	7	4	7	8	5	3	9	6	5	7			61
40歳代	10	11	11	7	11	6	7	7	4	6			80
50歳代	9	14	8	8	15	9	8	6	6	15			98
60歳代	12	8	6	7	11	15	8	11	9	18			105
70歳以上	12	21	19	17	13	12	9	27	19	14			163
その他・不明	8	8	6	4	7	2	5	6	6	9			61
計	70	73	65	54	67	56	53	67	55	78	0	0	638

## 今月の相談事例

マッチングアプリで知合った女性と会うと、女性の友人で副業サイトでFX取引をしている男性が同席した。FX自動取引ツールを使うと儲かると勧められ、女性は契約したが自分は断った。男性から再度強く勧誘され契約をしてしまった。50万円を請求されたが持っていないと伝えると、消費者金融から借りるように言われた。消費者金融のアプリをダウンロードして、免許証等個人情報を知らせた。審査が通り50万円が自分の口座に入金されたが、その金額をサイト業者の口座に振込んだ。親に契約書を見られ反対された。契約書にクーリングオフについての記載があるので解約したい。

## センターからのアドバイス

副業や投資に関する相談が増えています。特に20歳代の若者の場合、支払いのために消費者金融から借金をさせられるケースが多くみられます。事例ではクーリングオフの記載があるので、クーリングオフのハガキを出して解約できますが、契約をネット上ではした場合は、通信販売になるのでクーリングオフは適用になりません。クーリングオフで解約しても、業者と連絡が取れなくなり返金がされない場合もあります。消費者金融の返済もあるので、金銭負担は生活を圧迫します。儲かると言われても借金をしてまで契約はしないようにしましょう。